

町での
申告期間

2月15日(水)から 3月15日(水)まで

税

おの申告、 お忘れなく！

■所得税の確定申告が必要な人

①事業所得、不動産所得、公的年金所得などがあり、前年中の所得の合計が所得控除の合計額を超える人

※公的年金などの収入金額が400万円以下で、その年分の公的年金以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告の必要はありません。

②給与所得者で、

- ・給与の年収が2千万円を超える人
- ・給与以外の所得が20万円を超える人
- ・2カ所以上から給与を受けている人
- ・退職などで年末調整を受けていない人

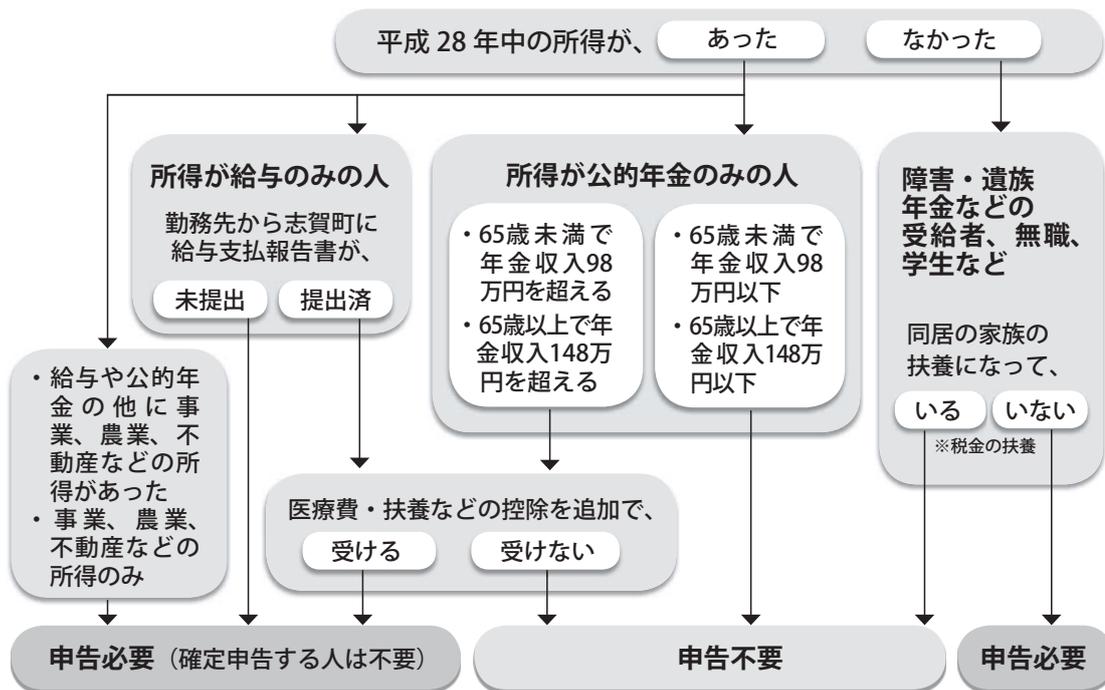
③医療費控除などで所得税の還付を受ける人

■税務署で申告相談が必要な人

- ①土地や株式を売った人
- ②はじめて住宅ローン控除を受ける人
- ③青色申告、収入金額1千万円以上の事業所得がある人
- ④損失の申告をする人
- ⑤死亡した人の申告をする人
- ⑥過去の年分の申告をする人

※町の申告相談では受け付けしません

■町県民税の申告が必要な人 (平成29年1月1日現在、志賀町に住んでいる人)



■申請に必要なもの

▶収入や経費の分かるもの

- ①給与・年金のある人：源泉徴収票
- ②事業・農業・不動産のある人：収支内訳書 (自分で作成)、収入経費の分かるもの
- ③その他の収入がある人：収入経費の分かるもの

▶印鑑

▶本人確認書類 (マイナンバーカードまたは通知カード+運転免許証など) の写し

▶所得税を還付する人は口座番号の分かるもの

▶税務署や役場から申告書が届いた人はその書類

▶控除額が分かるもの

- ①医療費控除：医療費の領収書 (自分で合計)、保険金など補てん金額の分かるもの
- ②社会保険料控除：国民健康保険税、国民年金、介護保険料などの支払証明書
- ③生命・地震保険料控除：掛金の控除証明書
- ④障害者控除：身体障害者手帳、療育手帳など

平成28年中の所得について、町県民税や所得税の申告が必要な場合は、必ず申告してください。町の税務課による申告相談では、町県民税の申告や所得税の確定申告 (税務署で申告相談が必要な人以外) を受け付けます。

※申告しなかった場合、国民健康保険税の軽減が受けられないことや所得証明書が交付できないことがあります。

さらに便利で使いやすく!
ネットでもどこでも申告・納税。

e-Tax

国税電子申告・納税システム



インターネットを利用して、自宅などから申告や納税、さまざまな申請・届出などができる便利なシステム e-Tax。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成した申告データを、同コーナーの画面上からそのまま税務署に送信（申告）できます。<http://www.nta.go.jp>

e-Tax の利用には、事前に開始届出書の提出、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード、IC カードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。<http://www.e-tax.nta.go.jp>

※マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを利用する場合は、電子証明書の有効期限に注意してください。

e-Tax を利用して確定申告すると …

- ・添付書類の提出や提示を省略できます。
- ・マイナンバーの本人確認書類の提示または写しの提出を省略できます。
- ・還付金を早く受け取ることができます。
- ・24 時間いつでも利用可能です。

申告相談の日程

申告会場行きの無料臨時送迎車を運行します。

※地区指定日に都合が悪い場合は、指定日以外でも受け付けします。

会場	相談日	時間 9:00 ~ 12:00 ※受付は 11:30 まで		時間 13:00 ~ 16:00 ※受付は 15:30 分まで	
		対象地区	臨時送迎車	対象地区	臨時送迎車
役場富来支所 (富来活性化センター)	2/15(水)	草木・荒屋・谷神・三明	①	豊後名・中山・日下田・町居・日用・六実	-
	2/16(木)	福浦地区(日和山・丹和)	②	中畠・福浦地区(町波・水の潤・和光台)	-
	2/17(金)	稗造第1地区	③	稗造第2地区	-
	2/20(月)	八幡・八幡座主・中泉・給分	-	中浜・相神	-
	2/21(火)	里本江	-	大福寺・栢木・稲敷・草江・大鳥居	-
	2/22(水)	酒見	④	香能・赤崎・小窪	④
	2/23(木)	西海風無	⑤	西海風戸・西海千ノ浦・西海久喜	⑤
	2/24(金)	鹿頭	⑥	笹波・前浜	⑥
	2/26(日)	日曜受付(熊野・福浦・西海・西浦地区)	-	日曜受付(稗造・西増穂・東増穂・富来地区)	-
	2/27(月)	富来領家町	-	富来領家町	-
2/28(火)	富来高田・富来七海・富来生神・富来牛下	-	富来地頭町	-	
志賀町役場 (大会議室)	3/1(水)	舘・福井・東谷内・上棚・二所宮・矢駄中野	-	上熊野地区	⑦
	3/2(木)	加茂地区	⑧	大坂・穴口・米浜・西山台	-
	3/3(金)	徳田	⑨	代田・火打谷	-
	3/6(月)	舘開・新林・牧山	⑨	出雲・北吉田・清水今江	-
	3/7(火)	矢田・印内・仏木	⑩	谷屋・栗山・緑ヶ丘・梨谷小山	⑩
	3/8(水)	福野・長沢・坪野・宿女	-	岩田・大島・甘田	⑪
	3/9(木)	小浦・百浦・赤住	⑫	川尻・町・安部屋・安部屋営団・上野・大津	⑫
	3/10(金)	末吉・ロイヤルシティ健康村・志賀の郷住宅	-	堀松・神代・矢蔵谷・猪ノ谷	-
	3/12(日)	日曜受付(上熊野・土田・志加浦・堀松地区)	-	日曜受付(加茂・下甘田・中甘田・高浜地区)	-
	3/13(月)	高浜1区~4区	-	高浜5区~8区	-
	3/14(火)	高浜9区~11区・旭ヶ丘	-	ハマナス・東旭	-
	3/15(水)	新大念寺・アスナロ	-	予備日(全地区)	-

① 2/24(金)富来支所と 3/10(金)役場本庁は、17:30 ~ 20:00まで「夜間相談」を行います。(全地区対象)

② 2/26(日)富来支所と 3/12(日)役場本庁は「日曜相談」を行います。

■所得税の確定申告に関しては… 七尾税務署 ☎ 0767-52-3381 (〒926-8686 七尾市小島町大開地 3-7)

■町県民税の申告に関しては… 志賀町役場税務課住民税担当 ☎ 32-9142 (〒925-0198 志賀町末吉千古 1-1)

臨時送迎車の時刻表は次ページへ



申告会場行 志賀地域 無料臨時送迎車 時刻表



会場：志賀町役場

※帰りの出発時刻については、当日の状況などにより変更になる場合がありますのでご了承ください。

⑦ 3月1日(水)

《上熊野線》

バス停名	午後(発)
長田	12:13
長田口	12:15
直海大釜	12:16
直海中村	12:17
釈迦堂	12:19
直海高位	12:21
直海別所	12:22
松木	12:23
不動の滝	12:25
小室野	12:26
米町集会所	12:28
米町	12:29
田原	12:32
五里峠北(※)	12:34
五里峠南(※)	12:35
牛ヶ首	12:37
牛ヶ首集会所	12:38
ひらそ地蔵	12:39
猪の谷	12:40
児童クラブ前	12:44
堀松	12:45
乳児園前	12:46
(会場到着)	12:50

帰り出発時刻 15:00

※五里峠区の皆さんへ
積雪で送迎車が通行できない場合は、防災行政無線でお知らせします。

⑤ 2月23日(木)

《西海線》

バス停名	午前(発)	午後(発)
久喜	8:28	12:28
千ノ浦西	8:30	12:30
千ノ浦	8:31	12:31
風無滝出	8:32	12:32
風無	8:33	12:33
風戸	8:34	12:34
文学碑前	8:35	12:35
富来漁港	8:37	12:37
地域福祉センター	8:39	12:39
龍護寺前	8:41	12:41
酒見	8:42	12:42
酒見東	8:43	12:43
相神	8:44	12:44
中浜	8:46	12:46
里本江	8:47	12:47
モチの木団地	8:48	12:48
とぎ保育園前	8:49	12:49
(会場到着)	8:50	12:50

帰り出発時刻 11:00 15:00

⑥ 2月24日(金)

《西浦線》

バス停名	午前(発)	午後(発)
前浜	8:25	12:25
玄徳岬	8:26	12:26
笹波	8:27	12:27
鹿頭	8:30	12:30
農協前	8:31	12:31
鹿頭浜出	8:32	12:32
小窪	8:34	12:34
赤崎下出	8:35	12:35
赤崎上出	8:36	12:36
香能	8:40	12:40
地域福祉センター	8:44	12:44
増穂浦リゾート	8:46	12:46
小釜	8:49	12:49
(会場到着)	8:50	12:50

帰り出発時刻 11:00 15:00

申告に行っ
てきまあ〜す!



③ 2月17日(金)

《稗造線》

バス停名	午前(発)
切留	9:10
鶴野屋	9:13
上鶴野屋	9:14
下鶴野屋	9:15
入釜	9:17
灯	9:19
楚和	9:20
尊保中央	9:23
尊保	9:25
今田	9:26
上和田	9:27
和田	9:29
下和田	9:31
田中	9:33
大西	9:34
貝田	9:36
広地	9:42
東小室	9:45
高田	9:47
地頭町	9:48
富来病院	9:49
(会場到着)	9:52

帰り出発時刻 12:00

④ 2月22日(水)

《西海線》

バス停名	午前(発)
久喜	8:28
千ノ浦西	8:30
千ノ浦	8:31
風無滝出	8:32
風無	8:33
風戸	8:34
文学碑前	8:35
富来漁港	8:37
地域福祉センター	8:39
龍護寺前	8:41
酒見	8:42
酒見東	8:43
相神	8:44
中浜	8:46
里本江	8:47
モチの木団地	8:48
とぎ保育園前	8:49
(会場到着)	8:50

帰り出発時刻 11:00

《西浦線》

バス停名	午後(発)
前浜	12:25
玄徳岬	12:26
笹波	12:27
鹿頭	12:30
農協前	12:31
鹿頭浜出	12:32
小窪	12:34
赤崎下出	12:35
赤崎上出	12:36
香能	12:40
地域福祉センター	12:44
増穂浦リゾート	12:46
小釜	12:49
(会場到着)	12:50

帰り出発時刻 15:00

申告会場行 富来地域 無料臨時送迎車 時刻表



会場：富来支所

※帰りの出発時刻については、当日の状況などにより変更になる場合がありますのでご了承ください。

① 2月15日(水)

《熊野線》

バス停名	午前(発)
六実	8:19
熊野工芸工房	8:20
草木	8:22
小谷内	8:24
町居公民館	8:26
町居	8:28
日下田	8:30
中山	8:33
豊後名	8:34
三明	8:35
谷神	8:37
荒屋	8:38
牛下	8:42
生神	8:44
七海	8:46
(会場到着)	8:50

帰り出発時刻 11:00

② 2月16日(木)

《福浦線》

バス停名	午前(発)
三明	9:21
中島	9:22
和光台	9:24
福浦郵便局前	9:31
丹和	9:32
福浦港	9:33
水の潤	9:34
巖門	9:38
牛下	9:41
生神海岸	9:44
七海	9:46
(会場到着)	9:50

帰り出発時刻 12:00

こんにちは 地域包括支援センターです。

地域で育む健康づくりの輪 いきいき百歳体操

いくつになっても「こころとからだ」

いきいき元気で！

年をとるにつれ、体力、気力が低下し、外出することがおっくうになりませんか？「いきいき百歳体操」は地域の仲間と一緒に、自主的に運動を実践することで、体力をつけるだけでなく、地域で孤立せず、楽しい仲間づくりに役立つ体操です。いくつになっても、住み慣れた地域で、「こころとからだ」元気でいきいきとした生活を送りましょう。

いきいき百歳体操ってどんな体操？

おもりを使った筋力運動の体操です。

体操は椅子に腰をかけ、準備体操、筋力運動、整理体操の3つの運動をします。筋力運動では椅子に座り、200gから2kgのおもりを手や足に装着し、椅子に座って体操DVDを見ながら、ゆっくりと体を動かします。

体操の効果は？

筋力がつきます。筋力がつくと体が軽くなり、動くことが楽になります。また、転倒しにくい体になるので、骨折して寝たきりになるのを防ぐことができます。

体操を始めるためにはどうするの？

体操を始めるには、以下の条件が必要です。

- ★概ね65歳以上、10人以上のグループで自主的に体操を行うことができる
- ★いきいき百歳体操を週に1回以上実施し、3カ月以上継続して取り組むことができる
- ★体操に必要な会場、椅子、テレビ、DVDプレーヤーが準備できる

まずは体験してみませんか？町職員が、地域に出向いてお手伝いします。

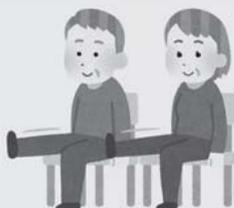
- ・志賀町地域包括支援センター ☎32-9132 (健康福祉課)
- ・志賀町保健福祉センター ☎32-0339

筋力アップで
転ばない体づくり！

体を動かし脳を活性化！
認知症を予防しよう

みんなと一緒に
集まって仲間づくり！

みんな笑顔！
めざそう百歳！



⑪ 3月8日(水)

＜中甘田・甘田循環線＞

バス停名	午後(発)
長沢	12:19
大島中央	12:21
大島海水浴場口	12:22
大島キャンプ場口	12:24
甘田	12:27
くるみ谷	12:29
長島	12:32
岩田	12:34
坪野	12:36
宿女	12:38
福野口	12:40
福野	12:41
高浜小学校	12:42
大念寺	12:44
志賀クリニック	12:46
高浜バスターミナル	12:49
(会場到着)	12:50
帰りに発時刻	15:00

⑫ 3月9日(木)

＜志加浦線＞

バス停名	午前(発)	午後(発)
赤住	9:21	13:21
松戸	9:22	13:22
北陸電力社宅	9:24	13:24
はまなす園	9:25	13:25
赤住公民館	9:28	13:28
江野	9:31	13:31
百浦	9:32	13:32
南百浦	9:33	13:33
小浦	9:34	13:34
大津	9:35	13:35
上野	9:36	13:36
安部屋営団	9:38	13:38
安部屋港	9:40	13:40
町	9:42	13:42
川尻	9:44	13:44
高浜漁港口	9:45	13:45
志賀中学校前	9:48	13:48
高浜バスターミナル	9:49	13:49
(会場到着)	9:50	13:50
帰りに発時刻	12:00	16:00

⑧ 3月2日(木)

＜加茂循環線＞

バス停名	午前(発)
親右衛門谷	8:20
安津見谷内	8:25
安津見集会所	8:26
安津見	8:27
倉垣口	8:28
倉垣中央	8:29
倉垣	8:31
矢駄上野出	8:33
矢駄小林	8:34
矢駄宮の前	8:35
大坂	8:37
穴口	8:39
米浜	8:41
(会場到着)	8:45
帰りに発時刻	11:00

⑨ 3月3日(金)・6日(月)

＜土田東回り線＞

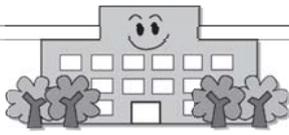
バス停名	午前(発)
徳田	8:11
徳田北	8:13
大灘口	8:15
石田前	8:16
徳田集会所	8:18
淵ヶ谷内	8:19
青谷	8:22
赤坂	8:27
道興寺前	8:29
館開中央	8:31
土田郵便局	8:32
代田	8:33
牧山	8:35
火打谷	8:37
出雲	8:40
梨谷口	8:43
北吉田	8:44
北吉田中央	8:45
清水今江集会所	8:46
清水今江	8:47
末吉	8:48
(会場到着)	8:50
帰りに発時刻	11:00

⑩ 3月7日(火)

＜土田西回り線＞

バス停名	午前(発)	午後(発)
矢田集会所	8:11	12:11
矢田中央	8:12	12:12
矢田	8:14	12:14
土田小学校	8:15	12:15
印内	8:18	12:18
代田山手	8:20	12:20
谷屋	8:24	12:24
栗山	8:25	12:25
仏木西	8:29	12:29
仏木中央	8:30	12:30
営団	8:32	12:32
シルバーハウス	8:33	12:33
土田支所前	8:34	12:34
牧山	8:36	12:36
梨谷小山橋	8:39	12:39
梨谷小山集会所	8:40	12:40
小山	8:41	12:41
堀松南	8:46	12:46
末吉	8:48	12:48
(会場到着)	8:50	12:50
帰りに発時刻	11:00	15:00

行こう
申告会場へ！
無料臨時送迎車
が運行します！



志賀小学校建設検討委員会事務局
☎32-9360

志賀小学校建設検討委員会だより



No. 38



♪ なかよし交流会を開催

平成29年度の新入生を招き、1年生の先輩たちとの「なかよし交流会」が開かれました。開校前の昨年度は全体で開催することはできず、初めての大規模な交流会となり不安もありましたが、子どもたちはすぐに打ち解けて学校探検やゲームと一緒に楽しみました。



♪ おはなしコンサート

1階ホールの階段広場では、先生方やボランティアによるランチタイムコンサートが不定期に開催されています。12月には、図書ボランティアによる「おはなしコンサート」が行われました。クリスマスのお話を、時には身振りを交えながら、英語で読み聞かせしていただきました。



法律 相談

・弁護士 國田 武二郎 (堀松出身)

東京地検、名古屋地検、横浜地検、仙台高等検察庁検事等を歴任。現在、あすなろ法律事務所を開設し、愛知県弁護士会の弁護士として活動。
その他、愛知学院大学法科大学院教授、愛知・三重両県の産業保健推進センター相談員、東海北陸地方年金記録訂正審議会委員等に就任。

死亡離婚について

Q:亡くなった配偶者の親や兄弟姉妹との関係を解消する「姻族関係終了届」を出して、「死後離婚」をする人が急増しているようですが、「姻族関係終了届」とは、どんな手続きですか。

A:夫の死後、こじれた嫁と舅あるいは、姑関係の継続や、義理の親の介護を担う不安などから、姻族関係の終了届を出す件数が急増しています。平成17年度は1,772件だった姻族関係終了届の提出数は、27年度には2,783件に増えていきます(法務省の戸籍統計)。その背景には、「夫が亡くなったことを自分のせいにされた」「介護に巻き込まれたくない」など、30代〜50代の女性が多く、嫁姑の問題に起因するものがほとんどです。

法律では、結婚した場合「3親等内の姻族を親族」と定めています(民法725条3号)。例えば、夫と結婚した妻は、夫の両親、夫の兄弟姉妹、甥や姪、さらに夫の祖父母がいた場合、祖父母までが親族となります。このように姻族関係が生じた場合、法律は「直系血族および同居の親族は、お互いに扶け合わなければならぬ義務」(730条) あるいは「家庭裁判所の判断で「扶養義務を負わされる」場合があります(877条2項)。しかし、同居していた舅や姑にさんざん虐められた妻が「夫の死亡後も、舅や姑の面倒を見るのは

嫌だ、夫の親族と縁を切りたい」と考える人もいます。離婚すれば、自動的に姻族関係は消滅しますが、配偶者が亡くなった場合、姻族関係は継続されます。従って、妻が夫死亡後でも、舅や姑の面倒を見る義務が生じたり、再婚した場合も、死亡した夫の側との姻族関係も終了しないので、複数の姻族関係が生じる場合もあります。つまり、前配偶者の両親の面倒を再婚後も負うという義務が生じる場合があります。このような場合、「姻族関係終了届」を提出することで、姻族関係を終了させることができます(民法728条2項)。

家庭裁判所への申立も不要です。本人の意思で自由に決めることができ、相手方の血族の了解も不要です。

提出方法は、本籍地か居住地の市区町村に「姻族関係終了届」を提出するだけで手続きは終了します。いつでも提出でき、期限はなく、届出日から姻族関係は終了します。結婚前の戸籍や姓に戻したい場合、「復氏届」を提出することになります。姻族関係が終了することで、扶養義務や扶け合いの法的義務はなくなりません。なお、夫の遺産を相続した場合でも、遺産を返却する必要はなく、遺産を受け取ることができます。また、妻が「姻族関係終了届」を出しても、子どもと夫側の親族関係は変わらないので、夫の死後、夫の父母が亡くなった場合、子は、代襲相続人として、祖父母の遺産の相続権があります。